

# 熊本県地域防災計画修正 新旧対照表

令和4年5月17日修正

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P
第1章 総則		第1章 総則		
熊本国際空港株式会社	1	飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助	1	7
	2	飛行場及び空港施設の防災対策	2	
	3	災害復旧支援機能の整備	3	
	(新規)		4	災害時における航空輸送への協力
第4節 熊本県の災害要因と被害状況		第4節 熊本県の災害要因と被害状況		
1. 災害要因		1. 災害要因		
(略)		(略)		
また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。		また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代海区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。		9
2. 被害状況		2. 被害状況		
(略)		(略)		
また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和3年4月28日時点)		また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和4年3月31日時点)		11
(略)		(略)		
また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。(令和3年4月13日時点)		また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟にのぼる。(令和4年4月13日時点)		11

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第2章 災害予防</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防</p> <p>2. 土砂災害対策</p> <p>(1) 土石流対策</p> <p>(略)</p> <p>県においては、土石流危険溪流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,929</u>箇所、<u>11,917</u>haを砂防指定地に指定している（令和2年12月31日現在）。</p> <p>(略)</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>vi) (略)</p> <p><u>なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。</u></p> <p>(2) 地すべり防止対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 砂防地すべり対策</p> <p>砂防地すべり（山地、農地を除く）については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、<u>111</u>箇所、<u>3,955</u>ha（再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む）に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha（令和2年12月31日現在）である。</p> <p>(略)</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防</p> <p>2. 土砂災害対策</p> <p>(1) 土石流対策</p> <p>(略)</p> <p>県においては、土石流危険溪流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,945</u>箇所、<u>11,941</u>haを砂防指定地に指定している（令和3年12月31日現在）。</p> <p>(略)</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発表</u>及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>vi) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 地すべり防止対策</p> <p>(略)</p> <p>イ 砂防地すべり対策</p> <p>砂防地すべり（山地、農地を除く）については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、<u>114</u>箇所、<u>4,034</u>ha（再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む）に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha（令和3年12月31日現在）である。</p> <p>(略)</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発表</u>及び伝達に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>22</p> <p>22</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 （略）</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（令和2年12月31日現在1,037箇所指定）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>（略）</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 （略）</p> <p><u>なお、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）に対する警戒避難に関する基準は、資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。</u></p> <p>（略）</p> <p>(10) 総合的な土砂災害対策</p> <p>国及び県は、<u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>3. 治水対策 （略）</p> <p>(3) 水防法に基づく対応 （略）</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が</p>	<p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 （略）</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（令和3年12月31日現在1,042箇所指定）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>（略）</p> <p>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発</u> <u>表</u>及び伝達に関する事項 （略） （削除）</p> <p>（略）</p> <p>(10) 総合的な土砂災害対策</p> <p>国及び県は、<u>土砂災害のおそれのある箇所</u>における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>3. 治水対策 （略）</p> <p>(3) 水防法に基づく対応 （略）</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生す</p>	<p></p> <p>25</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>29</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき</u>、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p>	<p>るおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>これを市町村長に報告するとともに、策定した計画</u>に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、<u>この結果を市町村長に報告</u>するものとする。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第8節 防災業務施設整備</p>	<p>第8節 防災業務施設整備</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>1. 水防施設</p>	<p>1. 水防施設</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(1) 水防倉庫及び水防資材 九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。 県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。</p>	<p>(1) 水防倉庫及び水防資材 九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は<u>水防計画書資料編</u>のとおりである。 県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は<u>水防計画書資料編</u>のとおりである。</p>	42
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第9節 防災知識普及</p>	<p>第9節 防災知識普及</p>	
<p>3. 住民に対する防災知識の普及</p>	<p>3. 住民に対する防災知識の普及</p>	
<p>県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p>	<p>県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p>	46
<p>(1) 普及の内容</p>	<p>(1) 普及の内容</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p>	<p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p>	46
<p>県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p>	<p>県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p>	
<p>(ア) 火災予防の心得</p>	<p>(ア) 火災予防の心得</p>	
<p>(イ) 気象予警報等の種別と対策</p>	<p>(イ) 気象予警報等の種別と対策</p>	
<p>(ウ) 災害危険箇所の認識</p>	<p>(ウ) 災害危険箇所の認識</p>	
<p>(新規)</p>	<p><u>(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p>	
<p>(エ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に</p>	<p><u>(オ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>被災箇所等の写真を撮影すること)</p> <p>(オ) 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p>(カ) 農林水産物に対する応急措置</p> <p>(キ) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄</p> <p>(ク) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備</p> <p>(ケ) 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>(コ) 夕方明るいうちからの予防的避難</p> <p>(サ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)</p> <p>(シ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ</p> <p>(ス) 防災サイレン吹鳴の意義</p> <p>(セ) 避難先及び避難方法 (新規)</p> <p>(ソ) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)</p> <p>(タ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について</p> <p>(チ) 避難所生活のマナーとルール</p> <p>(ツ) ペットを受入れ可能な避難所</p> <p>(テ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備</p> <p>(ト) 防疫の心得及び消毒方法等の要領</p> <p>(ナ) 災害時の心得</p> <p>(ニ) 自動車運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>(2) 普及の方法 (略)</p> <p>ウ 防災訓練等における普及 (略) (新規)</p>	<p>被災箇所等の写真を撮影すること)</p> <p>(カ) 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p>(キ) 農林水産物に対する応急措置</p> <p>(ク) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄</p> <p>(ケ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備</p> <p>(コ) 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>(サ) 夕方明るいうちからの予防的避難</p> <p>(シ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)</p> <p>(ス) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ</p> <p>(セ) 防災サイレン吹鳴の意義</p> <p>(ソ) 避難先及び避難方法</p> <p>(タ) <u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>(チ) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)</p> <p>(ツ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について</p> <p>(テ) 避難所生活のマナーとルール</p> <p>(ト) ペットを受入れ可能な避難所</p> <p>(ナ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備</p> <p>(ニ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領</p> <p>(ヌ) 災害時の心得</p> <p>(ネ) 自動車運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>(2) 普及の方法 (略)</p> <p>ウ 防災訓練等における普及 (略)</p> <p><u>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、</u></p>	<p>P</p> <p>48</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>4. 学校教育における防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	48
<p>6. 事業所の防災対策の促進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</p> <p>県及び市町村は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>6. 事業所の防災対策の促進</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</p> <p>県及び市町村は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	50
<p>(新設)</p>	<p><u>7. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>	50
<p>7. 外国人に対する防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、<u>県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等において、防災についての相談及び情報発信を行うものとする。</u></p>	<p><u>8. 外国人に対する防災知識の普及</u></p> <p>県及び市町村は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。</p> <p><u>加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、市町村職員の対応力向上を図るものとする。</u></p>	50
<p>8. 防災知識の普及の時期</p>	<p><u>9. 防災知識の普及の時期</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
(略)	(略)	
9. 防災相談	<u>10. 防災相談</u>	
(略)	(略)	
10. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関）	<u>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、<u>県観光戦略部</u>、県教育庁、市町村、関係機関）</u>	51
(略)	(略)	
第10節 地域防災力強化	第10節 地域防災力強化	
(略)	(略)	
3. 事業所による防災活動	3. 事業所による防災活動	
(略)	(略)	
(新規)	<u>(4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	54
(略)	(略)	
第11節 自主防災組織等育成	第11節 自主防災組織等育成	
(略)	(略)	
4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	
(略)	(略)	
また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。	
(新規)	<u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>	59
第12節 防災訓練	第12節 防災訓練	
(略)	(略)	
7. 訓練の時期・場所等	7. 訓練の時期・場所等	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施・指導等            県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施・指導等            県、市町村は、<u>地域の災害リスクに基づいた定期的な</u>防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく<u>実施又は</u>行うよう<u>指導し</u>、住民の<u>災害時</u>の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	62
<p>第13節 物資・資機材整備・調達（（略）農林水産省（政策統括官）（略））</p> <p>(略)</p> <p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 物資・資機材整備・調達（（略）農林水産省（<u>農産局長</u>）（略））</p> <p>(略)</p> <p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針</p> <p>(略)</p>	63
<p>(6) 米穀の備蓄            ア 農林水産省（政策統括官）の備蓄</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 米穀の備蓄            ア 農林水産省（<u>農産局長</u>）の備蓄</p> <p>(略)</p>	65
<p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定            市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、<u>災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定            市町村は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	67
<p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、</u></p>	<p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常</u></p>	67

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、<u>ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症</u>患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して<u>必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>	<p>68</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(3) 避難所の環境整備等</p>	<p>(3) 避難所の環境整備等</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、<u>水</u>、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、<u>飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ</u>、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>等の備蓄に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p>	<p>70</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>3. 避難誘導の事前措置</p>	<p>3. 避難誘導の事前措置</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(4) 広域避難及び被災者の運送</p>	<p>(4) 広域避難及び被災者の運送</p>	
<p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、<u>被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、<u>大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、<u>災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>71</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>5. 避難所運営マニュアルの作成等</p>	<p>5. 避難所運営マニュアルの作成等</p>	
<p>市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシー（追記）の確保、男女共同参画、感染症予防・ま</p>	<p>市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、<u>プライバシーや子供の居場所</u>の確保、男女共同参画、感染症予防・ま</p>	<p>71</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>ん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p><u>さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	71
<p>6. 避難所における男女共同参画の推進</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>6. 避難所における男女共同参画の推進</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	72
<p>9. 避難の受入れ（県健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、<u>指定緊急避難所</u>や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>9. 避難の受入れ（県健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	72
<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>(略)</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難</p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>(略)</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難所</p>	77

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。</p>	<p>運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。</p>	
<p>(新規)</p>	<p><u>さらに、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p>	<p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p>	
<p>(1) 避難支援計画の策定</p>	<p>(1) 避難支援計画の策定</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>また、個別避難計画については、(追記) 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は(追記) 実効性の高い個別避難計画の<u>策定</u>や訓練実施を支援するものとする。</p>	<p>また、個別避難計画については、<u>避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、</u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は<u>市町村が取り組む</u>実効性の高い個別避難計画の<u>作成</u>や訓練実施を支援するものとする。</p>	78
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い</p>	<p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い</p>	
<p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p>	<p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p>	79
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への</p>	<p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間</u></p>	79

第1編 共通対策編

修正前				修正後				P																																																								
<p>必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第17節 災害ボランティア (県関係各部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p>(略)</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>(略)</p> <p>(令和2年12月31日現在)</p>				<p><u>の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>(4) 地区防災計画との整合</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第17節 災害ボランティア (県関係各部、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p>(略)</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>(略)</p> <p>(令和3年12月31日現在)</p>				79																																																								
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録 資格</td> <td>一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>登録 者数</td> <td>1,600人</td> <td>(略)</td> <td>943人</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td>随時講習会及び実地訓練を実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>				(略)	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度	(略)				登録 資格	一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者	(略)	(略)	登録 者数	1,600人	(略)	943人	研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)	(略)				(略)				<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録 資格</td> <td>建築士、<u>建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等</u>で講習受講者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>登録 者数</td> <td>1,654人</td> <td>(略)</td> <td>943人</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td>随時講習会及び実地訓練を実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>				(略)	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度	(略)				登録 資格	建築士、 <u>建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等</u> で講習受講者	(略)	(略)	登録 者数	1,654人	(略)	943人	研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)	(略)				(略)				88
(略)	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度																																																													
(略)																																																																
登録 資格	一級、二級、木造建築士、行政職員(建築職)で講習受講者	(略)	(略)																																																													
登録 者数	1,600人	(略)	943人																																																													
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)																																																													
(略)																																																																
(略)																																																																
(略)	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地 危険度判定士 認定制度																																																													
(略)																																																																
登録 資格	建築士、 <u>建築施工管理技士、特定建築物調査員、行政職員等</u> で講習受講者	(略)	(略)																																																													
登録 者数	1,654人	(略)	943人																																																													
研修の内容	随時講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)																																																													
(略)																																																																
(略)																																																																



第1編 共通対策編

修正前	修正後	P								
<p>第2節 職員配置 3. 県職員の配置 (1) 災害発生のおそれのある場合の配置 (略) 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1" data-bbox="226 454 1043 721"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 454 647 486">注意報</th> <th data-bbox="647 454 1043 486">警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 486 647 721">                     (新規)                       梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合                      ①大雨注意報                      ②洪水注意報                 </td> <td data-bbox="647 486 1043 721">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	注意報	警報	(新規)  梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報	(略)	<p>第2節 職員配置 3. 県職員の配置 (1) 災害発生のおそれのある場合の配置 (略) 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1" data-bbox="1072 454 1910 721"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 454 1494 486">注意報</th> <th data-bbox="1494 454 1910 486">警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 486 1494 721">                     津波注意報                       梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合                      ①大雨注意報                      ②洪水注意報                 </td> <td data-bbox="1494 486 1910 721">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	注意報	警報	津波注意報  梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報	(略)	108
注意報	警報									
(新規)  梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報	(略)									
注意報	警報									
津波注意報  梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報	(略)									
<p>【県職員の災害配置基準】 (略) 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略) (2) 警戒体制（地震以外の災害） ア <u>気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、危機管理防災課長の指示に基づき配置体制（別表2）による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> <u>ただし、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じて人員を増減することができる。</u></p>	<p>【県職員の災害配置基準】 (略) 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略) (2) 警戒体制（地震以外の災害） ア <u>第1警戒体制</u> <u>次の場合は、配置体制（別表2）による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> <u>（ア）気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき</u> <u>（イ）避難指示が発表された場合（警報が1以上発表中）</u> <u>（ウ）危機管理防災課長から指示があった場合</u></p>	110								
	<p>イ <u>第2警戒体制（災害警戒本部）</u> <u>次の場合は、「災害警戒本部」を設置し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> <u>（ア）土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動設置）</u> <u>（イ）記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき（自動設置）</u></p>	110								

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>イ 警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課（室）の適当な場所に集合待機するものとし、<u>出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。</u></p> <p>なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあつては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあつては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(3) 警戒体制（地震津波）</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p><u>震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとし、地震（津波）情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設及び感潮区域に係る堤防等施設の状況の把握は極めて重要であるので、農地整備課、道路保全課、道路整備課及び河川課職員並びに関係広域本部農林（水産）部、関係地域</u></p>	<p><u>(ウ) 指定河川洪水予報（氾濫危険情報）が発表されたとき（自動設置）</u></p> <p><u>(エ) 県内が台風の暴風域に入のおそれがある場合</u></p> <p><u>(オ) その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合</u></p> <p><u>ウ 出先機関の警戒体制</u></p> <p><u>各広域本部・地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて各広域本部・地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。</u></p> <p><u>各広域本部・地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。</u></p> <p><u>エ 待機場所</u></p> <p>警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び関係各課（室）の適当な場所に集合待機するものとする。<u>ただし、上記イによる待機においては、関係課の1名は、必要に応じて防災センターに情報連絡員として待機するものとする。</u></p> <p>出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。</p> <p>なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあつては水防本部と、出先機関のうち<u>各広域本部</u>・地域振興局にあつては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(3) 警戒体制（地震津波）</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p><u>県内で震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。</u></p> <p>危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p><u>なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務</u></p>	<p>P</p> <p>111</p> <p>111</p> <p>111</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>振興局農林部、関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設及び砂防えん堤の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。 (津波注意報のみが発表された場合は除く。)</p>	<p><u>所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</u></p> <p>(イ) 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防等、施設の状況の把握は極めて重要であるので、農地整備課、道路保全課、道路整備課、河川課職員並びに関係広域本部農林(水産)部、関係地域振興局農林部、関係<u>広域本部</u>・地域振興局土木部及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設(削除)の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。 (津波注意報のみ発表された場合は除く。)</p>	111
<p>イ 第2警戒体制 震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p>	<p>イ 第2警戒体制 <u>(災害警戒本部)</u></p> <p><u>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u>、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p><u>また、上記ア(イ)に加えて、砂防関係施設の状況を把握するため、砂防課職員並びに関係広域本部・地域振興局土木部職員による調査体制を整備し、砂防関係施設の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。</u></p>	111
<p>ウ 出先機関の警戒体制 地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。 地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。 出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。 なお、当該待機にあたっては、出先機関のうち地域振興局にあつては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(4) 災害警戒本部 危機管理監は、(1) <u>(2)</u> 及び (3) -アにかかわらず特に</p>	<p>ウ 出先機関の警戒体制 地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて<u>各広域本部</u>・地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。 地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。 出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。 なお、当該待機にあたっては、出先機関のうち地域振興局にあつては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(4) 災害警戒本部 危機管理監は、(1) <u>及び</u> (2) -ア、(3) -アにかかわらず</p>	112

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P																																									
<p>情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記（3）ーイの配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>特に情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記（2）<u>ーイ及び</u>（3）ーイの配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 災害配置基準一覧</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置者又は指示者</th> <th>配置体制</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 災害対策本部設置前</td> <td rowspan="3">本庁:関係課長 出先:出先機関長</td> <td>(1) 注意体制</td> <td>別表1のとおり</td> </tr> <tr> <td>(2) 警戒体制(地震以外)</td> <td>別表2のとおり</td> </tr> <tr> <td>(3) 警戒体制(地震津波) 本庁 ① 第1警戒体制 ② 第2警戒体制 出先機関</td> <td>危機管理防災課・消防保安課職員3名 災害警戒本部設置(自動設置) 本庁に準じて待機実施</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>危機管理監</td> <td>(4) 災害警戒本部設置(第2警戒体制)</td> <td>別表3のとおり</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部設置 第1配置 第2配置 第3配置</td> <td>別表4のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		区分	設置者又は指示者	配置体制	人員	1 災害対策本部設置前	本庁:関係課長 出先:出先機関長	(1) 注意体制	別表1のとおり	(2) 警戒体制(地震以外)	別表2のとおり	(3) 警戒体制(地震津波) 本庁 ① 第1警戒体制 ② 第2警戒体制 出先機関	危機管理防災課・消防保安課職員3名 災害警戒本部設置(自動設置) 本庁に準じて待機実施	災害警戒本部	危機管理監	(4) 災害警戒本部設置(第2警戒体制)	別表3のとおり	2 災害対策本部	知事	災害対策本部設置 第1配置 第2配置 第3配置	別表4のとおり	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配置体制</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td>ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合 イ ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき</td> <td>・別表1のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1警戒体制 地震・津波以外 ア 災害に関する警報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合(警報が1以上発表された場合) ウ 危機管理防災課長から指示があった場合</td> <td>・別表2のとおり</td> </tr> <tr> <td>地震・津波 ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>・各所属において定めた配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第2警戒体制(災害警戒本部) 地震・津波以外 ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合</td> <td>・別表3のとおり</td> </tr> <tr> <td>地震・津波 ア 震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>第1配置 ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td rowspan="3">・別表4のとおり</td> </tr> <tr> <td>第2配置 ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> <tr> <td>第3配置 ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> </tbody> </table>		体制	配置体制	人員	注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合 イ ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき	・別表1のとおり	警戒体制	第1警戒体制 地震・津波以外 ア 災害に関する警報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合(警報が1以上発表された場合) ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり	地震・津波 ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された場合	・各所属において定めた配置	警戒体制	第2警戒体制(災害警戒本部) 地震・津波以外 ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合	・別表3のとおり	地震・津波 ア 震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置)		災害対策本部	第1配置 ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり	第2配置 ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき	第3配置 ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	
区分	設置者又は指示者	配置体制	人員																																										
1 災害対策本部設置前	本庁:関係課長 出先:出先機関長	(1) 注意体制	別表1のとおり																																										
		(2) 警戒体制(地震以外)	別表2のとおり																																										
		(3) 警戒体制(地震津波) 本庁 ① 第1警戒体制 ② 第2警戒体制 出先機関	危機管理防災課・消防保安課職員3名 災害警戒本部設置(自動設置) 本庁に準じて待機実施																																										
	災害警戒本部	危機管理監	(4) 災害警戒本部設置(第2警戒体制)	別表3のとおり																																									
2 災害対策本部	知事	災害対策本部設置 第1配置 第2配置 第3配置	別表4のとおり																																										
体制	配置体制	人員																																											
注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合 イ ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めたとき	・別表1のとおり																																											
警戒体制	第1警戒体制 地震・津波以外 ア 災害に関する警報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合(警報が1以上発表された場合) ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり																																											
	地震・津波 ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された場合	・各所属において定めた配置																																											
警戒体制	第2警戒体制(災害警戒本部) 地震・津波以外 ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風の暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合	・別表3のとおり																																											
	地震・津波 ア 震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置)																																												
災害対策本部	第1配置 ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり																																											
	第2配置 ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき																																												
	第3配置 ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき																																												
<p>別表1 【注意体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①河川課の課内待機2名はダム班とし、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。</p> <p>(略)</p>		機関名	人員	(略)	(略)	<p>別表1 【注意体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①河川課の課内待機2名はダム班とし、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。</p> <p>(略)</p>		機関名	人員	(略)	(略)	115																																	
機関名	人員																																												
(略)	(略)																																												
機関名	人員																																												
(略)	(略)																																												

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																																																																																																																						
<p>別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理防災課・ 消防保安課 (略)</td> <td>5 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。 (略)</p> <p>③ダム班（2名）の課内待機は、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)</p> <p>別表3 【第2警戒体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (新規)</p> <p>別表4 【災害対策本部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部</th> <th rowspan="2">班名</th> <th colspan="3">配置要員の数</th> </tr> <tr> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商工労働対策部</td> <td>商工政策班</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>商工振興金融班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>労働雇用創生班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>産業支援班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>エネルギー政策班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>企業立地班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※水防本部は、別途配置。 (略)</p> <p>【熊本県災害対策本部事務処理要領】 1 趣旨 (略)</p>	機関名	人員	機関名	人員	危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	5 (略)	(略)	(略)	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	対策部	班名	配置要員の数			第1配置	第2配置	第3配置		(略)				商工労働対策部	商工政策班	2	4	全員	商工振興金融班	-	2	〃	労働雇用創生班	-	2	〃	産業支援班	-	2	〃	エネルギー政策班	-	2	〃	企業立地班	-	2	〃		(略)				<p>別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理防災課・ 消防保安課 (略)</td> <td>2～5 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>③ダム班（2名）の課内待機は、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)</p> <p>別表3 【第2警戒体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※水防本部が設置されている場合、河川課の配置要員は、水防本部の配置要員と兼務することができるものとする。</p> <p>別表4 【災害対策本部】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部</th> <th rowspan="2">班名</th> <th colspan="3">配置要員の数</th> </tr> <tr> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商工労働対策部</td> <td>商工政策班</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>商工振興金融班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>労働雇用創生班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>産業支援班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>エネルギー政策班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>企業立地班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※水防本部は、熊本県水防待機等実施基準に基づき別途配置（土木対策部として業務を遂行）。 (略)</p> <p>【熊本県災害対策本部事務処理要領】 1 趣旨 (略)</p>	機関名	人員	機関名	人員	危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	2～5 (略)	(略)	(略)	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	対策部	班名	配置要員の数			第1配置	第2配置	第3配置		(略)				商工労働対策部	商工政策班	2	3	全員	商工振興金融班	-	1	〃	労働雇用創生班	-	1	〃	産業支援班	-	1	〃	エネルギー政策班	-	1	〃	企業立地班	-	1	〃		(略)				<p>115</p> <p>115</p> <p>116</p> <p>118</p> <p>119</p>
機関名	人員	機関名	人員																																																																																																																					
危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	5 (略)	(略)	(略)																																																																																																																					
機関名	人員	機関名	人員																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
対策部	班名	配置要員の数																																																																																																																						
		第1配置	第2配置	第3配置																																																																																																																				
	(略)																																																																																																																							
商工労働対策部	商工政策班	2	4	全員																																																																																																																				
	商工振興金融班	-	2	〃																																																																																																																				
	労働雇用創生班	-	2	〃																																																																																																																				
	産業支援班	-	2	〃																																																																																																																				
	エネルギー政策班	-	2	〃																																																																																																																				
	企業立地班	-	2	〃																																																																																																																				
	(略)																																																																																																																							
機関名	人員	機関名	人員																																																																																																																					
危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	2～5 (略)	(略)	(略)																																																																																																																					
機関名	人員	機関名	人員																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
対策部	班名	配置要員の数																																																																																																																						
		第1配置	第2配置	第3配置																																																																																																																				
	(略)																																																																																																																							
商工労働対策部	商工政策班	2	3	全員																																																																																																																				
	商工振興金融班	-	1	〃																																																																																																																				
	労働雇用創生班	-	1	〃																																																																																																																				
	産業支援班	-	1	〃																																																																																																																				
	エネルギー政策班	-	1	〃																																																																																																																				
	企業立地班	-	1	〃																																																																																																																				
	(略)																																																																																																																							

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>知事は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 本部が設置されたときは、本部室を新館 10 階防災センターに置く。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>知事(本部長)は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 本部が設置されたときは、本部室を行政棟新館 10 階防災センターに置く。</p> <p>(3) (略)</p>	120
<p>3 災害対策本部設置の広報及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 国の災害対策本部（国が非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置した場合に限る。）</p> <p>イ 消防庁</p> <p>ウ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第8師団）</p> <p>エ 九州各県、山口県及び静岡県</p> <p>オ 市町村</p> <p>カ その他必要と認める機関（公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 災害対策本部設置の広報及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 国の災害対策本部（国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置した場合に限る。）</p> <p>② 消防庁</p> <p>③ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第8師団）</p> <p>④ 九州各県、山口県及び静岡県</p> <p>⑤ 市町村</p> <p>⑥ その他必要と認める機関（公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等）</p> <p>(2) (略)</p>	120
<p>4 本部室の勤務体制と班の編成</p> <p>(1) 本部室には、<u>応急対策業務の内容を踏まえ、総務班、消防班、広報班、市町村班、河川班、道路班及び砂防班</u>を置く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。</p> <p>ア 総括グループ</p> <p>イ 情報グループ</p> <p>ウ 総務グループ</p> <p>エ 通信確保グループ</p> <p><u>また、関係機関との連絡を図る観点から、国の機関（警察、消防、自衛隊、九州地方整備局等）の本部室のスペースを確保する。</u></p>	<p>4 本部室の勤務体制と班の編成</p> <p>(1) 本部室には、<u>総務班、消防班、広報班、市町村班、医務班、薬務衛生班、河川班、道路班及び砂防班</u>を置く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。</p> <p>① 総括グループ</p> <p>② 情報グループ</p> <p>③ 総務グループ</p> <p>④ 通信確保グループ</p> <p>(削除)</p>	121   121

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																						
<p><u>なお、応急対応業務の円滑な実施のため、本部室への関係者以外の立入を規制するとともに、上記以外の班については、庁舎内別室の確保に努める。</u></p> <p>5 本部連絡員            (1) (略)            (2) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項を処理する。                ア 本部長の命令、指示の伝達連絡                イ 気象情報の伝達                ウ 本部会議と各部の連絡及び各部相互間の連絡調整                エ 被害状況の把握と部内調整</p> <p>6 本部の廃止基準            (略)</p> <p>7 事務引継            本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害情報等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">班</td> <td style="text-align: center;">分掌事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村班 (市町村課)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6. 被災市町村等への職員派遣            (1) 情報連絡員の派遣            県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある</p>	班	分掌事務	(略)	(略)	市町村班 (市町村課)	(略)	(新規)	(新規)	(略)	(略)	<p>5 本部連絡員            (1) (略)            (2) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項を処理する。                ① 本部長の命令、指示の伝達連絡                ② 気象情報の伝達                ③ 本部会議と各部の連絡及び各部相互間の連絡調整                ④ 被害状況の把握と部内調整</p> <p>6 本部の廃止基準            (略)</p> <p>7 事務引継            本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害状況等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">班</td> <td style="text-align: center;">分掌事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村班 (市町村課)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医務班 (医療政策課)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 災害医療情報、医療救護活動状況の把握及び調整</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>薬務衛生班 (薬務衛生課)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 医薬品、医療資材等の需給状況の把握及び調整</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6. 被災市町村等への職員派遣            (1) 情報連絡員の派遣  <u>ア 熊本県災害対策本部、各地方災害対策本部からの派遣</u>            県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が</p>	班	分掌事務	(略)	(略)	市町村班 (市町村課)	(略)	<u>医務班 (医療政策課)</u>	<u>1. 災害医療情報、医療救護活動状況の把握及び調整</u>	<u>薬務衛生班 (薬務衛生課)</u>	<u>1. 医薬品、医療資材等の需給状況の把握及び調整</u>	(略)	(略)	<p></p> <p>121</p> <p>121</p> <p>122</p> <p>124</p>
班	分掌事務																							
(略)	(略)																							
市町村班 (市町村課)	(略)																							
(新規)	(新規)																							
(略)	(略)																							
班	分掌事務																							
(略)	(略)																							
市町村班 (市町村課)	(略)																							
<u>医務班 (医療政策課)</u>	<u>1. 災害医療情報、医療救護活動状況の把握及び調整</u>																							
<u>薬務衛生班 (薬務衛生課)</u>	<u>1. 医薬品、医療資材等の需給状況の把握及び調整</u>																							
(略)	(略)																							

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>市町村に対し、<u>原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p>	<p>発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、<u>各地方災害対策本部長の指示により、速やかに地方災害対策本部から</u>情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。<u>また、地方災害対策本部から派遣された情報連絡員による報告の内容等を踏まえ、県災害対策本部室長は、必要に応じて、県災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。なお、地方災害対策本部からの派遣については、県災害対策本部長からの要請による派遣もできるものとする。</u></p> <p><u>イ 各地方災害警戒本部からの派遣</u></p> <p><u>県は、被害が発生するおそれがあると認められる市町村に対し、地方災害警戒本部長の指示により、速やかに地方災害警戒本部から情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況や被害状況の把握及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係機関等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。なお、これらの派遣については、県災害警戒本部長からの要請による派遣もできるものとする。</u></p>	<p>124</p>
<p>(略)</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>(略)</p>	<p>128</p>
<p>災害が発生するおそれがある場合は<u>被害規模</u>の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 予警報等伝達</p> <p>1. 予警報等の定義</p> <p>(2) 気象情報</p> <p>(略)</p>	<p>災害が発生するおそれがある場合には、<u>災害の危険性</u>の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 予警報等伝達</p> <p>1. 予警報等の定義</p> <p>(2) 気象情報</p> <p>(略)</p>	<p>141</p>
<p>ウ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時</p>	<p>ウ 大雨警報を発表中<u>の二次細分区域において、キキクル（気象</u></p>	<p>141</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。</p>	<p><u>序</u>の「非常に危険」（うす紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。</p>	
<p>(3) 大津波警報・津波警報・<u>注意報</u> (略)</p>	<p>(3) 大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u> (略)</p>	141
<p>(16) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。 情報の発表基準は資料編のとおりである。</p>	<p>(16) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。 情報の<u>発表区域及び</u>発表基準は資料編のとおりである。</p>	145
<p>(17) 土砂災害危険度情報 土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。 情報の発表基準は資料編のとおりである。 (略)</p>	<p>(削除) (略)</p>	
<p>2. 予警報等の伝達系統 (略)</p>	<p>2. 予警報等の伝達系統 (略)</p>	
<p>(3) 水防計画における情報の伝達系統 ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。 イ 水防警報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。  ウ 水防に関する情報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。</p>	<p>(3) 水防計画における情報の伝達系統 ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。 イ 水防警報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。 ウ 水防に関する情報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。</p>	146
<p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、資料編のとおりである。また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、資料編の</p>	<p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、資料編のとおりである。(削除)</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>とおりでである。</u></p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p> <p>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用した<u>情報収集についても検討を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p> <p>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用する<u>など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P</p> <p>157</p>
<p>4. 被害等の調査・報告</p> <p>(4) 県警による調査</p> <p>警察は、大規模災害発生時（大規模地震及び津波警報発令時など）には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 被害等の調査・報告</p> <p>(4) 県警による調査</p> <p>警察は、大規模災害発生時（大規模地震及び<u>大津波警報・津波警報発表時</u>など）には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に<u>当たり</u>、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>159</p>
<p>第9節 広報</p> <p>(略)</p> <p>4. 県における広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 (追記)</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 広報</p> <p>(略)</p> <p>4. 県における広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 <u>なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>162</p>
<p>第11節 避難収容対策</p> <p>1. 実施責任者</p>	<p>第11節 避難収容対策</p> <p>1. 実施責任者</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(略)</p> <p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求める<u>とともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u>高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p>	<p>171</p>
<p>(略)</p> <p>・異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。</p> <p>(注) ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 水位周知河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・<u>ダムにおける</u>異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って<u>情報連絡及び</u>通知することとされている。</p> <p>(注) ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 水位周知河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p>	<p>176</p>
<p>(略)</p> <p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、<u>洪水警報の危険度分布</u>(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、<u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値))や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>178</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(ウ) その他河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) ・水位を観測していない河川においては、<u>洪水警報の危険度分布</u> (流域雨量指数の予測値) や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p>	<p>(ウ) その他河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) ・水位を観測していない河川においては、<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布 (流域雨量指数の予測値) ) や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p>	179
<p>(略) 【警戒レベル4】避難指示 (略) ・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、<u>洪水警報の危険度分布</u> (流域雨量指数の予測値) や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p>	<p>(略) 【警戒レベル4】避難指示 (略) ・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布 (流域雨量指数の予測値) ) や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p>	179
<p>(略) 【警戒レベル5】緊急安全確保 (略) ・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて<u>浸水害の特別警報</u>の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>	<p>(略) 【警戒レベル5】緊急安全確保 (略) ・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて<u>大雨特別警報 (浸水害)</u>の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>	180
<p>(略) ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) 特別警報の発表は台風上陸12時間前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>(略) 5. 避難の誘導</p>	<p>(略) ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) <u>台風を要因とする特別警報 (暴風、高潮、波浪)</u>の発表は台風上陸12時間程度前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>(略) 5. 避難の誘導</p>	183

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(1) 市町村等 市町村長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 市町村等 市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	186
<p>6. 避難所の開設及び収容 (略)</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 (略)</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>6. 避難所の開設及び収容 (略)</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 (略) (削除)</p> <p>(略)</p>	187
<p>(2) 収容施設等 (新規)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 収容施設等 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。</p> <p>(略)</p>	188
<p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p> <p>イ 市町村は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>カ (略)</p> <p>なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、</p>	<p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p> <p>イ 市町村は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>カ (略) (削除)</p>	189

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (新規)</p>		
<p>キ 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 (新規)</p>	<p><u>キ 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p>	189
	<p>ク 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</u></p>	189
<p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p>	<p>ケ 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、<u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	190
<p>コ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>コ 市町村は、<u>指定緊急避難所</u>や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p>	<p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>ソ (略)</p>	190

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	P
<p>セ</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p><u>夕</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>1 1. 広域避難(県知事公室、県健康福祉部、市町村、関係機関)</u>  <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u>  <u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u>  <u>また、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。</u>  <u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u>  <u>県、市町村及び関係機関(指定行政機関、公共機関)は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>194</p>	
<p><u>1 1. 広域一時滞在</u>  <u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。</u></p>	<p><u>1 2. 広域一時滞在</u>  <u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める<u>ことができる。</u></u></p>	<p>195</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>1.2. 被災者等への的確な情報活動関係 (略)</p>	<p><u>1.3.</u> 被災者等への的確な情報活動関係 (略)</p>	195
<p>第1.4節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬 (略)</p>	<p>第1.4節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬 (略)</p>	
<p>2. 行方不明者等の捜索 (略)</p>	<p>2. 行方不明者等の捜索 (略)</p>	
<p>(新規)</p>	<p><u>県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市町村と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表するものとする。</u></p>	201
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第1.6節 食料調達・供給 ( (略) 農林水産省 <u>(政策統括官)</u> ) (略)</p>	<p>第1.6節 食料調達・供給 ( (略) 農林水産省 <u>(農産局長)</u> ) (略)</p>	208
<p>2. 食料の調達 (略)</p>	<p>2. 食料の調達 (略)</p>	
<p>(2) 米穀の調達・供給 ( 県農林水産部、農林水産省 <u>(政策統括官)</u> )</p>	<p>(2) 米穀の調達・供給 ( 県農林水産部、農林水産省 <u>(農産局長)</u> )</p>	208
<p>ア 応急調達 (略)</p>	<p>ア 応急調達 (略)</p>	
<p>災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省 <u>政策統括官</u> に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。</p>	<p>災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省 <u>農産局長</u> に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第1.9節 生活必需品供給 (略)</p>	<p>第1.9節 生活必需品供給 (略)</p>	
<p>5. 生活必需品の円滑な提供</p>	<p>5. 生活必需品の円滑な提供</p>	214
<p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム <u>等</u> を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には <u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第21節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模災害</u>の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>① 建設型応急住宅の建設</p> <p>県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「<u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</u>」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第21節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p><u>県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 賃貸型応急住宅</p> <p>県及び市町村は、<u>災害</u>の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。</p> <p>(2) 建設型応急住宅</p> <p>① 建設型応急住宅の建設</p> <p>県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や<u>利活用を含めた</u>復旧・復興のあり方についても考慮する。</p> <p>(略)</p> <p><u>3. 既存住宅ストック・建設型応急住宅供給体制の把握</u></p> <p><u>県は、円滑に応急住宅が提供できるよう、建設型応急住宅の供給体制及び民間賃貸住宅や公営住宅の提供体制について、定期的に把</u></p>	<p></p> <p></p> <p>217</p> <p>217</p> <p>217</p> <p>218</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>3. 住宅の応急修理 (略)</p>	<p><u>握し、災害時に備えるものとする。</u> 4. 住宅の応急修理 (略)</p>	218
<p>4. 公営住宅の提供 (略)</p>	<p>5. 公営住宅の提供 (略)</p>	218
<p>5. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置 (略)</p>	<p>6. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置 (略)</p>	218
<p>6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討 (略)</p>	<p>7. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討 (略)</p>	218
<p>7 災害救助法に基づく措置 (略)</p>	<p>8. 災害救助法に基づく措置 (略)</p>	219
<p>第28節 災害ボランティア連携</p>	<p>第28節 災害ボランティア連携</p>	
<p>2 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略) (新規)</p>	<p>2 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略) <u>なお、県、熊本市又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	240
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第30節 文教対策</p>	<p>第30節 文教対策</p>	
<p>5. 教育活動再開への支援 県教育委員会は、教育活動の再開に当たり学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員で構成する支援チームを派遣する。</p>	<p>5. 教育活動再開への支援 県教育委員会は、教育活動の<u>再開に向け、被災した市町村教育委員会や学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員等で構成する支援チームを派遣する。</u></p>	250
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第32節 公共施設応急工事</p>	<p>第32節 公共施設応急工事</p>	
<p>1. 公共土木施設 (略)</p>	<p>1. 公共土木施設 (略)</p>	
<p>(2) 道路、橋梁の現況及び危険予測箇所 <u>道路、橋梁の現況並びに危険の予測される区間は、次のとおりである。</u> <u>ア 本県における道路の現況は、別冊危険箇所編のとおりであ</u></p>	<p>(削除)</p>	253

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>る。</p> <p><u>イ 主要道路の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。</u></p> <p><u>ウ 主要橋梁の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。</u></p>		
<p>(3) 人員資機材の確保</p> <p>(略)</p>	<p><u>(2) 人員資機材の確保</u></p> <p>(略)</p>	253
<p>5. 鉄道施設</p> <p>(略)</p>	<p>5. 鉄道施設</p> <p>(略)</p>	
<p>(2) 異常気象による要注意箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(略)</p>	255
<p>第4 2節 建築物・宅地等応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第4 2節 建築物・宅地等応急対策</p> <p>(略)</p>	
<p>2. 被災宅地への対応</p> <p>県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。</p>	<p>2. 被災宅地への対応</p> <p><u>(1) 県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。</u></p>	280
<p>(新規)</p>	<p><u>(2) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	281
<p>第4章 災害復旧・復興</p>		
<p>第2節 公共土木施設災害復旧</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 公共土木施設災害復旧</p> <p>(略)</p>	
<p>1. 実施機関</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>1. 実施機関</p> <p>(略)</p> <p><u>また、県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度によ</u></p>	283

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
(略)	<u>り、支援を行う。</u>	
3. 対象事業	3. 対象事業	
(略)	(略)	
(1) 河川 <u>河川法第3条による施設等</u>	(1) 河川 <u>河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。</u>	283
(2) 海岸 <u>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設</u>	(2) 海岸 <u>国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設</u>	
(3) 砂防設備 <u>砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設 又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸</u>	(3) 砂防設備 <u>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸</u>	
(略)	(略)	
(8) 港湾 <u>港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設 (追記)</u>	(8) 港湾 <u>港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設</u>	
(略)	(略)	
(10) 下水道 <u>下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設</u>	(10) 下水道 <u>下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路</u>	
(11) 公園 <u>都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</u>	(11) 公園 <u>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</u>	
(12) 集落排水施設 <u>農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設</u>	<u>(削除)</u>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p style="text-align: center;">設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集 落排水施設</p> <p>第7節 被災者自立支援対策 (略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>第7節 被災者自立支援対策 (略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	293

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P																
第1章 総則	第1章 総則																	
第1節 本編の性格等 2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略) (新規)	第1節 本編の性格等 2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略) <u>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</u>	299																
第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS*ランク、人吉盆地 南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。	第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（ <u>八代海</u> 区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS*ランク、人吉盆地 南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。	300																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活断層名</th> <th style="text-align: center;">予想地震規模 (マグニチュード)</th> <th style="text-align: center;">相対的 評価</th> <th style="text-align: center;">30年以内に地震 が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的 評価	30年以内に地震 が発生する確率	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活断層名</th> <th style="text-align: center;">予想地震規模 (マグニチュード)</th> <th style="text-align: center;">相対的 評価</th> <th style="text-align: center;">30年以内に地震 が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的 評価	30年以内に地震 が発生する確率	(略)	(略)	(略)	(略)	
活断層名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的 評価	30年以内に地震 が発生する確率															
(略)	(略)	(略)	(略)															
活断層名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的 評価	30年以内に地震 が発生する確率															
(略)	(略)	(略)	(略)															
(略)	(略)																	
[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和3年1月13日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）] 3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者270人、重軽傷者2,737人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,491棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。（平成31年4月12日時点）	[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（ <u>令和4年</u> 1月13日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）] 3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者 <u>273</u> 人、重軽傷者 <u>2,739</u> 人、住家被害は全壊8,657棟、半壊 <u>34,489</u> 棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。（ <u>令和4年4月13日</u> 時点）	301																
(略)	(略)																	
		305																

第2編 地震・津波対策編

修正前												修正後												P		
4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）													4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）													312
年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計			
2021年 令和3年	熊本	19	10	0	1	0	0	0	0	0	30	2020年 令和2年	熊本	16	4	1	0	0	0	0	0	0	0	21		
	阿蘇山	4	4	0	0	0	0	0	0	0	8		阿蘇山	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
	人吉	11	1	0	0	0	0	0	0	0	12		人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
	牛深	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4		牛深	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
(追記)												2021年 令和3年														
												熊本												30		
												阿蘇山												8		
												人吉												12		
												牛深												4		
第3節 被害想定 (略)													第3節 被害想定 (略)													
2. 地震・津波被害想定調査の前提条件 (略) (新規)													2. 地震・津波被害想定調査の前提条件 (略)													
(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。													(※)上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。													314
3. 被害想定結果 (略) (新規)													3. 被害想定結果 (略)													
(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。													(※)上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。													316
(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。													(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。													

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>第4節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画、平成23年度から27年度に第4次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。</p> <p>しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が平成28年3月に改正され、平成32年度末まで延長されたことから、本県においても平成28年度を初年度とする第5次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。</p> <p>1. 対象地区 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p> <p>2. 計画年度 第5次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとする。</p> <p>3. 対象施設等 地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難路</li> <li>・ 消防用施設</li> <li>・ 緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設</li> <li>・ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>・ <u>公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u> (新規)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの</li> <li>・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で地震防災上、整備が必要なもの</li> <li>・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備</li> </ul>	<p>第4節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画、平成23年度から27年度に第4次計画、<u>平成28年度から令和2年度に第5次計画</u>を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。</p> <p>しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が令和3年3月に改正され、<u>特別措置の期限が令和7年度末まで延長されたこと</u>から、本県においても令和3年度を初年度とする第6次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。</p> <p>1. 対象地区 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p> <p>2. 計画年度 第6次計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとする。</p> <p>3. 対象施設等 地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難地</u></li> <li>・ 避難路</li> <li>・ 消防用施設</li> <li>・ 緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設</li> <li>・ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (削除)</li> <li>・ <u>不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの</li> <li>・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で地震防災上、整備が必要なもの</li> <li>・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備</li> </ul>	<p>317</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備</li> <li>地震発生時において必要となる非常用食料、救助資機材等の物資の備蓄倉庫</li> </ul> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備</li> <li>地震発生時において必要となる非常用食料、救助資機材等の物資の備蓄倉庫</li> </ul> <p>(略)</p>	
<p>第2章 災害予防</p>	<p>第2章 災害予防</p>	
<p>第2節 地震観測施設等整備</p>	<p>第2節 地震観測施設等整備</p>	
<p>本節は、気象庁（熊本地方气象台）、<u>独立行政法人防災科学技術研究所</u>及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。</p>	<p>本節は、気象庁（熊本地方气象台）、<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。</p>	320
<p>1. 気象庁の観測施設</p>	<p>1. 気象庁の観測施設</p>	
<p>気象庁（熊本地方气象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び独立行政法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、<u>気象庁本庁</u>が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。</p>	<p>気象庁（熊本地方气象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>の観測施設の観測結果をもとに、<u>気象庁</u>が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。</p>	320
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p>	<p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p>	
<p>県内には<u>独立行政法人防災科学技術研究所</u>が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p>	<p>県内には<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p>	321
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第4節 防災知識普及</p>	<p>第4節 防災知識普及</p>	
<p>1. 住民に対する防災知識の普及</p>	<p>1. 住民に対する防災知識の普及</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や<u>避難指示</u>（緊急）等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。</p>	<p>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や<u>避難指示</u>等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。</p>	325
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第5節 海岸対策</p>	<p>第5節 海岸対策</p>	
<p>2. 海面監視</p>	<p>2. 海面監視</p>	
<p>(1) 海面監視体制の整備</p>	<p>(1) 海面監視体制の整備</p>	

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。 （略）</p> <p>(2) 情報伝達体制の確立 （略）</p>	<p>地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。 （略）</p> <p>(2) 情報伝達体制の確立 （略）</p>	327
<p>また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 （略）</p>	<p>また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 （略）</p>	328
<p>第13節 避難収容 2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア （略） （略） (エ) 避難の勧告又は指示の伝達方法 （略）</p>	<p>第13節 避難収容 2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア （略） （略） (エ) 避難情報の伝達方法 （略）</p>	340
<p>イ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。 なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。 （略）</p>	<p>イ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。 なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。 （略）</p>	341
<p>第14節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。 （略）</p>	<p>第14節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和4年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。 （略）</p>	342
<p>1. 南海トラフ地震に関連する情報 （略） なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等</p>	<p>1. 南海トラフ地震に関連する情報 （略） なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等</p>	342

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>を示すキーワードを付記して発表される。 (略)</p>	<p>等を示すキーワードを付記して発表される。 (略)</p>	
<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第3章 災害応急対策</p>	
<p>第1節 職員配置 (県、市町村)</p>	<p>第1節 職員配置 (県、市町村)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>1. 指揮系統</p>	<p>1. 指揮系統</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(1) 命令系統</p>	<p>(1) 命令系統</p>	
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>	
<p>イ 知事に事故があった場合は、副知事、<u>知事公室長</u>の順位で指揮を執るものとする。 (略)</p>	<p>イ 知事に事故があった場合は、副知事、<u>総務部長、企画振興部長</u>の順位で指揮を執るものとする。 (略)</p>	345
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2. 組織の確立</p>	<p>2. 組織の確立</p>	
<p>(1) 職員の配置</p>	<p>(1) 職員の配置</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>イ 第1警戒体制</p>	<p>イ 第1警戒体制</p>	
<p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</p>	<p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</p>	
<p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3人による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p>	<p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p>	346
<p>なお、各地域振興局(総務)振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p>	<p>なお、各地域振興局(総務)振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p>	
<p>(イ) 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、道路保全課、道路整備課、河川課及び砂防課職員並びに関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。 (津波注意報のみ発表された場合は除く。)</p>	<p>(イ) 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防等、施設の状況の把握は極めて重要であるので、<u>農地整備課、道路保全課、道路整備課、河川課職員並びに関係広域本部農林(水産)部、関係地域振興局農林部、関係広域本部</u>・地域振興局土木部及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、<u>被害情報</u>を収集するものとする。 (津波注意報のみ発表された場合は除く。)</p>	346
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				P
(参考) 職員の参集基準				(参考) 職員の参集基準				348
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表	(略)	(略) ※人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。 <u>(追記)</u> (略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表	(略)	(略) ※人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。 <u>なお、水防本部が設置されている場合、河川課の配置要員は、水防本部の配置要員と兼務することができるものとする。</u> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	349
第2節 地震・津波情報伝達				第2節 地震・津波情報伝達				
2. 大津波警報・津波警報・ <u>注意報</u> (略)				2. 大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> (略)				
3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 (略) ア 地震に関する情報				3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 (略) ア 地震に関する情報				
地震情報の種類	発表基準	内 容		地震情報の種類	発表基準	内 容		354
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 (略)		震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報。 (略)		
ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容				ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容				355
	情報の種類	発表内容		津波情報 (※3)	情報の種類	発表内容		
津波情報	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(略)				(略)				

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容			沿岸で観測された津波の最大波の発表内容			356
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
津波注意報	(すべての数値で発表)	(略)	津波注意報	(すべての場合)	(略)	
(略)			(略)			
沖合で観測された津波の最大波			沖合で観測された津波の最大波			356
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
津波注意報	(すべての数値で発表)	(略)	津波注意報	(すべての場合)	(略)	
(略)			(略)			
第7節 ガス施設応急対策			第7節 ガス施設応急対策			377
(案)			(略)			
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が登合され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合		第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が <b>発表</b> され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合		
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が登合され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合		第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <b>発表</b> され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合		
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が登合され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合		総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <b>発表</b> され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合		
(略)			(略)			
第8節 鉄道施設応急対策			第8節 鉄道施設応急対策			382
(略)			(略)			
6. 応急措置(案内広報等) 災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。 駅設置の地震計が80ガル以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。			6. 応急措置(案内広報等) 災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。 駅設置の地震計が計測震度4.5以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。			
(略)			(略)			
第9節 ダム等管理計画			第9節 ダム等管理計画			
(略)			(略)			
2. 地震後の臨時点検及び報告			2. 地震後の臨時点検及び報告			

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>平成24年4月1日国水流第4号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震 (略)</p>	<p>令和3年3月31日国水流第38号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎地盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震 (略)</p>	384
<p>4. 関係機関への連絡</p> <p>2. の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規定等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。</p>	<p>4. 関係機関への連絡</p> <p>2. の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規程等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。</p>	384

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>(略)</p> <p>4. 危険区域の巡視等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)</p> <p>本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 87 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区 (676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>(略)</p> <p>4. 危険区域の巡視等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)</p> <p>本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 90 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区 (676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。</p> <p>(略)</p>	P
<p>第3節 水防計画</p> <p>1. 目的</p> <p>水防法(昭和24年法律第193号)の趣旨に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定することにより、<u>県内の洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</u></p> <p>なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。</p> <p>2. 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p><u>土木部内に水防本部を置き、その組織は下図のとおりとする。</u></p> <p>(2) 水防区本部</p> <p>ア 水防区は地域振興局(熊本土木事務所)管内毎とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内に水防区本部を置く。</p> <p>イ 水防区本部長に地域振興局長(熊本土木事務所長)、水防区副本部長に地域振興局土木部長(熊本土木事務所次長)を<u>あてる。</u></p> <p>(追記)</p>	<p>第3節 水防計画</p> <p>1. 目的</p> <p>水防法(昭和24年法律第193号) <u>第7条第1項の規定</u>に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、<u>洪水、雨水出水、高潮又は津波による</u>水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。</p> <p>2. 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p><u>県本庁内</u>に水防本部を置き、その組織は下図のとおりとする。</p> <p>(2) 水防区本部</p> <p>ア 水防区は各地域振興局(熊本土木事務所)管内とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内に水防区本部を置く。</p> <p>イ 水防区本部長に地域振興局長(県央広域本部土木部長)、水防区副本部長に地域振興局土木部長(県央広域本部土木部副部長)を<u>充てる。</u></p>	392
	<p><u>なお、水防区本部の水防待機については、熊本県地域防災計画及び熊本県水防計画、熊本県水防待機等実施基準・実施要領等に基づ</u></p>	393

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>ウ 水防区本部に、庶務班、情報班、企画班、予備班等を置く。</p> <p>エ 各水防区毎に、毎年1回以上水防連絡会を開催する。</p> <p>オ 水防連絡会は区本部が主催し、<u>地方整備局工事事務所、警察署、地域振興局、隣接地域振興局土木部、管内水防管理団体及び関係官公庁</u>が集まり会議を行う。</p> <p>カ 会議は水防計画、情報の交換、水防に関する通報連絡活動応援等について<u>密接に連携して水防活動ができるよう協定する。</u></p> <p>(新規)</p>	<p><u>づき、水防区本部の水防待機実施要領等を定め、水防活動の万全を図るものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>ウ 各水防区において、毎年、<u>梅雨期前</u>に水防連絡会を開催する。</p> <p>エ 水防連絡会は<u>水防区本部</u>が主催し、<u>国土交通省九州地方整備局河川国道・河川事務所、警察署、隣接地域振興局</u>、管内水防管理団体及び<u>水防関係機関</u>が集まり会議を行う。</p> <p>オ 会議は水防計画<u>についての周知</u>、情報の交換、水防に関する通報連絡活動応援等について<u>協議し、もって水防活動に資するものとする。</u></p> <p>カ 水防区本部長は、<u>1河川が2以上の水防区にわたる場合は、関係水防区本部間であらかじめ連絡、協力方法を決定しておかなければならない。</u></p>	
<p>第4節 ダム等管理</p> <p>(略)</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 ダム等管理</p> <p>(略)</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	
<p>エ 氷川ダムは、河川法に基づく、氷川ダム操作規程（平成22年6月8日熊本県訓令第42号）及び同細則の定めるところにより洪水調節を行う。</p> <p>オ 亀川ダムは、河川法に基づく、亀川ダム操作規程（昭和58年6月23日熊本県訓令第13号）及び同細則の定めるところにより洪水調節を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池</p> <p>(略)</p>	<p>エ 氷川ダムは、河川法に基づく、氷川ダム操作規程（平成22年6月8日熊本県訓令第42号）及び同細則の定めるところにより、<u>洪水調節</u>を行う。</p> <p>オ 亀川ダムは、河川法に基づく、亀川ダム操作規程（昭和58年6月23日熊本県訓令第13号）及び同細則の定めるところにより、<u>洪水調節</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池</p> <p>(略)</p>	394
<p>さらに、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていない</p>	<p>さらに、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていない</p>	395

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>ため池については廃止の検討を行うものとする。 (新規)</p> <p>また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。 (略)</p>	<p>ため池については廃止の検討を行うものとする。 <u>なお、大雨特別警報が発表された後においては、管理者が「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」により点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。</u></p> <p>また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。 (略)</p>	<p>P</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 阿蘇火山噴火対策</p> <p>1. 総則</p> <p>(略)</p> <p>4. 火山観測</p> <p>火山観測について、福岡管区気象台は、<u>震動、地殻変動</u>（傾斜、GNSS）、表面現象（<u>遠望、空振</u>）の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>ウ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル4（<u>避難準備</u>）</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）ため、<u>住民等の避難準備、要配慮者の避難等</u>が必要と認める場合に噴火警報（居住地域）を用いて発表。</p> <p>(オ) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）</p> <p><u>火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合に発表される。</u></p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <p>(略)</p> <p>気象庁ホームページ（降灰予報のページ）  <a href="http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html">http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html</a></p>	<p>第1節 阿蘇火山噴火対策</p> <p>1. 総則</p> <p>(略)</p> <p>4. 火山観測</p> <p>火山観測について、福岡管区気象台は、<u>火山性地震（地震計、計測震度計）、火山体の変形</u>（傾斜、GNSS）、表面現象（<u>監視カメラ、空振計、目視等</u>）、<u>火山の熱（監視カメラ、温度計、磁力計）、火山ガス（火山ガス測定器）</u>の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>ウ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル4（<u>高齢者等避難</u>）</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）ため、<u>高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等</u>が必要と認める場合に噴火警報（居住地域）を用いて発表。</p> <p>(オ) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）</p> <p><u>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）と認められる場合に噴火予報を用いて発表。</u></p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <p>(略)</p> <p>気象庁ホームページ（降灰予報のページ）  <a href="https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html">https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html</a></p>	<p></p> <p>398</p> <p>399</p> <p>400</p> <p>400</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前

修正後

P

阿蘇山の噴火警戒レベル

阿蘇山の噴火警戒レベル

402

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそのより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が秤島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口から範囲側の居住地域周辺までの	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される 【噴石飛散の過去事例】 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2014年2月、2014年1月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそのより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が秤島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)
	4 (高齢者等の要配慮者への警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住居の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口から範囲側の居住地域周辺までの	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等。	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される 【噴石飛散の過去事例】 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山者は火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2014年2月、2014年1月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり

注1) ニゴで噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きなものとする。  
注2) レベル1～3は甲房第一から第七火口及びひ砂千里岳で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め実施させる予定。  
注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注1) ニゴで噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きなものとする。  
注2) レベル1～3は甲房第一から第七火口及びひ砂千里岳で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め実施させる予定。  
注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

○噴火警報・予報等の伝達系統図

○噴火警報・予報等の伝達系統図

404

(図略)

(図略)

(略)

(略)

注) 二重線の経路は、

注) 二重線の経路は、

- ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報又は要請等

- ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の**必要な措置**の通報又は要請等

(略)

(略)

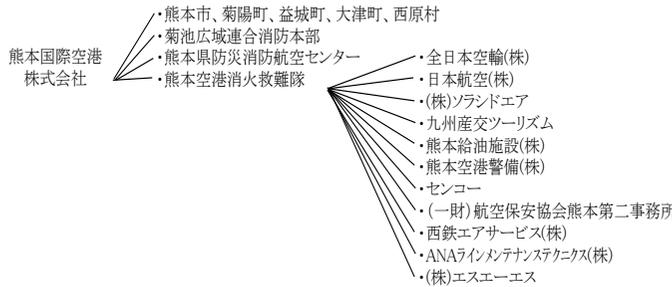
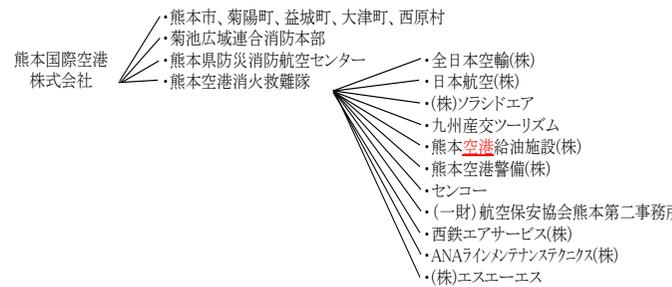
(略)

(略)

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 災害予防</p> <p>6. 海上防災についての調査研究</p> <p>防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について、資料の収集及び調査研究を行うこととする。</p> <p>特に調査研究に当たっては、<u>研究機</u>はもとより、関係機関との連携に努め、これらの成果については防災施策にいかしていくとともに、関係機関等と情報提供等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害応急対策（熊本海上保安部）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 熊本海上保安部の措置</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(オ) 災害状況の<u>は握</u>及び情報の収集等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 熊本県の措置</p> <p>ア 組織の確立</p> <p>(イ) 災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、<u>廃棄物対策課</u>、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 住民・油回収作業従事者等の健康対策</p> <p>被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、<u>保健婦、看護婦</u>等による健康相談 チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合 又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置</p> <p>エ 沿岸住民に対する<u>避難の勧告</u>及び指示</p>	<p>第1節 災害予防</p> <p>6. 海上防災についての調査研究</p> <p>防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について、資料の収集及び調査研究を行うこととする。</p> <p>特に調査研究に当たっては、<u>研究機関</u>はもとより、関係機関との連携に努め、これらの成果については防災施策にいかしていくとともに、関係機関等と情報提供等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害応急対策（熊本海上保安部）</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 熊本海上保安部の措置</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(オ) 災害状況の<u>把握</u>及び情報の収集等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 熊本県の措置</p> <p>ア 組織の確立</p> <p>(イ) 災害警戒本部</p> <p>(略)</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、<u>循環社会推進課</u>、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 住民・油回収作業従事者等の健康対策</p> <p>被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、<u>保健師、看護師</u>等による健康相談 チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合 又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置</p> <p>エ 沿岸住民に対する<u>避難指示</u></p>	<p></p> <p>411</p> <p>413</p> <p>415</p> <p>416</p> <p>417</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 航空機災害応急対策</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合 <u>(追記)</u></p> <p>(2) 広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難の指示、勧告及び避難先の指示</u></p> <p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」</p> 	<p>第1節 災害予防</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合 <u>(天草空港)</u></p> <p>(2) 広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難の指示及び避難先の周知</u></p> <p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」</p> 	<p></p> <p></p> <p>424</p> <p>426</p>

第7編 特殊災害対策編

修正前	修正後	P
第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	
第1節 防災関係機関 (略)	第1節 防災関係機関 (略)	
(3) 市町及び消防本部 ウ <u>避難の勧告、指示、誘導</u> (略)	(3) 市町及び消防本部 ウ <u>避難の指示</u> 、誘導 (略)	431
第5章 災害応急対策	第5章 災害応急対策	
第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略)	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略)	
4. 避難 (略)	4. 避難 (略)	
(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、 <u>避難の指示、勧告</u> を行う。 なお、 <u>避難の指示、勧告</u> を行ったときは、地元警察署及び県に連絡するものとする。 (略)	(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、 <u>避難の指示</u> を行う。 なお、 <u>避難の指示</u> を行ったときは、地元警察署及び県に連絡するものとする。 (略)	446
7. 広報 (略)	7. 広報 (略)	
(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① <u>避難の勧告</u> 、避難所の開設等の状況を広報する。 (略)	(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 避難の <u>指示</u> 、避難所の開設等の状況を広報する。 (略)	448
10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置 (略)	10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置 (略)	
(2) 活動内容 ② 住民等避難の援助 <u>避難の指示、勧告等</u> が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。	(2) 活動内容 ② 住民等避難の援助 <u>避難指示等</u> が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。	449

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	P																																								
<p>第2章 防災活動体制</p> <p>第1節 対策本部等の体制</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、県、市町村及び関係機関の業務は、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、<u>原子力防災</u>に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">体制区分</th> <th style="width: 40%;">設置基準</th> <th style="width: 50%;">体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制</td> <td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td> <td>気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td>本県内で、この計画等に基づく<u>原子力防災対策</u>を実施する必要があるとき</td> <td>一般災害に関する災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等</td> <td>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害予防</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備</p> <p>県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。</p> <p>県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。</p>	体制区分	設置基準	体制の内容	警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)	(略)			災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <u>原子力防災対策</u> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制	機関名	事務又は業務	(略)		農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力	(略)		<p>第2章 防災活動体制</p> <p>第1節 対策本部等の体制</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、県、市町村及び関係機関の業務は、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、<u>原子力災害対策</u>に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">体制区分</th> <th style="width: 40%;">設置基準</th> <th style="width: 50%;">体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒体制</td> <td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td> <td>気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td>本県内で、この計画等に基づく<u>原子力災害対策</u>を実施する必要があるとき</td> <td>一般災害に関する災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等</td> <td>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害予防</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備</p> <p>県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用(配布)及び健康相談等の実施体制を整備する。</p> <p>県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤服用(配布)等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。</p>	体制区分	設置基準	体制の内容	警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)	(略)			災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <u>原子力災害対策</u> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制	機関名	事務又は業務	(略)		農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力	(略)		<p>455</p> <p>456</p> <p>458</p>
体制区分	設置基準	体制の内容																																								
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)																																								
(略)																																										
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <u>原子力防災対策</u> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制																																								
機関名	事務又は業務																																									
(略)																																										
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力																																									
(略)																																										
体制区分	設置基準	体制の内容																																								
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が登告された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)																																								
(略)																																										
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <u>原子力災害対策</u> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制																																								
機関名	事務又は業務																																									
(略)																																										
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力																																									
(略)																																										

第8編 原子力災害対策編

修正前 (略)	修正後 (略)	P
第4章 災害応急対策	第4章 災害応急対策	
第1節 組織体制の確立	第1節 組織体制の確立	
(略)	(略)	
③災害対策本部体制	③災害対策本部体制	
i 本県内で、本編等に基づく原子力 <u>防災対策</u> を実施する必要があるとき	i 本県内で、本編等に基づく原子力 <u>災害対策</u> を実施する必要があるとき	459
(略)	(略)	
第4節 住民避難等の防護活動	第4節 住民避難等の防護活動	
(略)	(略)	
(新規)	<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</u>	461
(略)	<u>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u>	
(略)	(略)	
第6節 健康相談及び医療の実施	第6節 健康相談及び医療の実施	
県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤 <u>投与</u> 及び健康相談等を実施する。	県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤 <u>服用(配布)</u> 及び健康相談等を実施する。	461
(略)	(略)	
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	
県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限 <u>や</u> 出荷制限等、必要な措置を行う。	県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限 <u>及び</u> 出荷制限等、必要な措置を行う。	461